天然ガスがひらく未来

平成26年2月21日

各 位

会 社 名：東 京 瓦 斯 株 式 会 社
代表者名：代 表 取 締 役 社 長　岡 本　毅
（コード：9531 東証・名証第1部）
問合せ先：総務部総務ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ 三橋 和夫
（Ｔ Ｅ Ｌ.：(03) － 5400 － 3894）

消費税法および地方税法の改正に伴うガス料金の改定について

当社は、本日開催の取締役会において、別紙のとおり決定し、経済産業大臣に届出を行いましたので、お知らせいたします。

以上

消費税法および地方税法の改正に伴うガス料金の改定について

平成２６年２月２１日
東京ガス株式会社

当社は、消費税法および地方税法の改正※1に伴い、新たな消費税率を反映させていただくことを主な内容とする一般ガス供給約款等の変更を、本日、経済産業大臣に届け出いたしました。

今回の料金改定は、本年４月１日から消費税率が５％から８％へ変更されることを受けて、４月以降のお客さまのガス料金等に新たな消費税率を反映させていただくものです。

本改定による標準家庭における影響額※2は、東京地区等においては月額１６１円、群馬地区では月額１６１円、群馬南地区では月額１５６円となります。

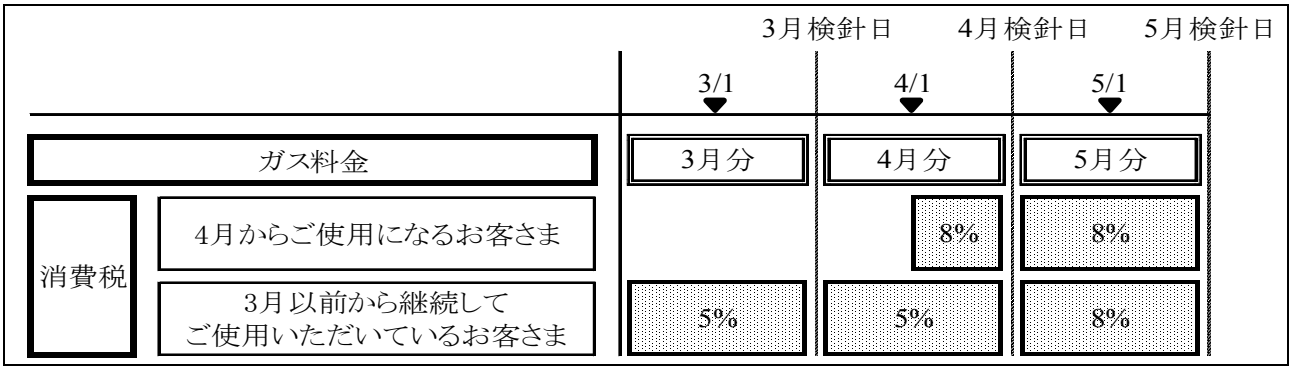
なお、３月以前から継続的にガスをご使用いただいているお客さまについては、５月検針分からの適用となります。

当社は、今後も天然ガスの普及拡大に努めるとともに、引き続き経営効率化を推進し、「豊かで潤いのある生活」「競争力ある国内産業」「環境に優しい安心できる社会」の実現に貢献してまいります。

（参考 1）消費税率変更に伴う、標準家庭における１か月あたり影響額

	現行税率５％	新税率８％	影響額
東京地区等	5,619 円	5,780 円	161 円
群馬地区	5,637 円	5,798 円	161 円
群馬南地区	5,455 円	5,611 円	156 円

（参考 2）消費税率の取扱いについて



※１　「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」による消費税法および地方税法の改正

※２　平成２６年２月検針分の料金、および、ご家庭１件あたりの平均的な月間使用量（平成１８年度～平成２２年度の５ヵ年平均）に基づき算定しています。なお、平均的な月間使用量は、東京地区等では３２m3（４５ＭＪ）、群馬地区および群馬南地区では４１m3（４３．１４ＭＪ）です。

以上